

ブラクトンにおける王権と教権 —「神の下にある国王」の側面に関する一考察—⁽¹⁾

松原 幸恵

1. はじめに

中世期イングランドを代表する法律家にして聖職者でもあるブラクトン(Henry de Bracton, 1216?-68)は、公法学的見地においては、「法の支配」(rule of law)の源流として位置づけられている。何故なら、彼の著作(『イングランドの法と慣習について』*De Legibus et Consuetudinibus Angliae*)⁽²⁾中の「国王は、神の下と法の下にあるべきである。」(rex debet esse sub deo et sub lege)⁽³⁾という一節が、「人の支配ではなく、法の支配を」という、「法の支配」の核となる精神を端的に示しているとされてきているからである。

本稿は、上記引用のブラクトンのテキストにおいて、国王が「法の下」のみならず「神の下」にもあるべきであると述べられている点に注目したい。というのも、ブラクトンの王権論に関する従来の研究において、国王が「法の下」にある側面の方が強調され、「神の下」にある国王の側面は軽視されてきたように思われるからである。本稿では、具体的には、「神」を代理する存在として、特に教会に焦点をあて、そうした教会に固有の教権と王権との関係について考察する。その際、第一に、一般的な事項として、ヨーロッパ全体を理論の面で席卷していた両剣論について検討し、第二に、ブラクトンの周辺事項として、中世期イングランドにおける聖俗の関係をめぐる政治史を概観する。以上の二点を踏まえた上で、最終的にブラクトンのラテン語テキストの分析を行いたい。

2. 両剣論

西欧中世における教権と王権との関係を考察する際、両剣論(Teoria de duobus

gladiis, Two swords theory, Zwei-Schwerter-Theorie) という理論が重要な鍵となる。両剣論とは、教権と俗権（王権若しくは帝権）との関係を二つの剣になぞらえて説明した理論である。⁽⁴⁾以下、この理論の系譜を辿ってみよう。

両剣論の原型ともいべき理論を最初に定式化したのは、教皇ゲラシウス一世（Gelasius I, 在位492-6）とされる。⁽⁵⁾494年、彼は東ローマ皇帝アナスタシウス一世（Anastasius I, 在位491-518）宛ての書簡の中で、次の様に述べる。

(A) 崇高なる皇帝陛下、主としてそれらによって世界が治められるところのものには、確かに次の二つがある。すなわち、司教の聖なる権威と国王の権力である。(Duo quippe sunt, imperator Auguste, quibus principaliter mundus hic regitur: auctoritas sacra pontificum, et regalis potestas.)⁽⁶⁾

上記引用(A)におけるゲラシウスの理論は、地上の秩序を比喩的に教会と国家の二権に区分して説明したものとして、“Zwei-Gewalten-Lehre”（二権論）とも呼ばれる。⁽⁷⁾この、ゲラシウスの「二権」(Zwei-Gewalten)の区別について、ヴォルフは、特に“auctoritas sacra pontificum, et regalis potestas”（司教の聖なる権威と国王の権力）という記述に注目して次の様に述べる。すなわち、司教(Episkopat)は教権(Kirchengewalt)という「権威」(auctoritas)の職務の保有者であり、皇帝は帝権(Reichsgewalt)という「権力」(potestas)の職務の担い手とみなされたと。⁽⁸⁾このような“auctoritas”と“potestas”の区別はどのような意味を持つだろうか。ウルマンは次の様に説明する。すなわち、教皇が主張する“auctoritas”とは究極的且つ最高の力を意味し、唯一人の手に委ねられるものであって分割不可能なものである。これに対し、“potestas”は分割可能なものであると。⁽⁹⁾この見解に従えば、“auctoritas”は“potestas”より上位の概念と考えられ、ゲラシウスの理論は、教権の優位性を主張したものとみなされる。

又、歴史的事実の側面からも、上記の理論が教会側によって主張され始めた背景として、西ローマ帝国の崩壊(476)に伴う皇帝権力の衰退の結果としての教

皇権力の強化が指摘できよう。⁽¹⁰⁾そして、こうした現実の下に、上記引用(A)のゲラシウスの言葉はその後にも存続することになる。具体的には、12世紀の『グラティアヌス教令集』(*Decretum Gratiani*, 1140頃, 以下『教令集』と略記)の中にゲラシウスの言葉が再現されている(第1部第96分節第10法文)。⁽¹¹⁾

『カノン法大全』(*Corpus Iuris Canonici*)⁽¹²⁾の一部を為し、実務・学問⁽¹³⁾双方において中世カノン法の要となっていた『教令集』において、このようにゲラシウスの理論が改めて確認されたことは、それを基とする両剣論がグラティアヌス以降の教会法の領域においても多大なる影響力を持っていたことの有力な根拠となりうる。こうした理論が、聖職者にして法律家でもあったブラクトンの思想に何の影響も与えなかったとは考えにくい。⁽¹⁴⁾

ところで、「両剣論」という言葉に象徴される様に、二つの権力を剣に例える発想は、『新約聖書』の「ルカによる福音書」第22章38節に由来する。

(B) 弟子たちが言った、「主よ、ごらん下さい、ここにつるぎが二振りございます」。イエスは言われた、「それでよい」。⁽¹⁵⁾

教皇ボンファティウス八世(Bonifatius VIII, 在位1294-1303)は、(B)の「ルカ伝」を引用して教権の絶対的な優位を主張した。彼が1302年の教勅「ウナム・サンクタム」(*Unam Sanctam*)⁽¹⁶⁾において明文化した理論は次の様なものである。

(C) 我々はこのようなその(教会の)権力には二つの剣、即ち靈的(剣)と世俗的(剣)とがあることを福音書の言葉によって教えられている。何故なら、使徒の言う「ここにつるぎ二振りがある」というのは、勿論教会においてであるからで、使徒達が話した時には、主は多すぎるとは答えないで、十分であると答えている。ペテロの権力のうちに俗剣があることを否定するものは、当然、主の言葉を不当に取り出して拡大している。「汝の剣を鞘に戻せ」。従って教会の権力には二つのうち何れもが、即ち靈的剣と

物質的劍とがある。然し、後者（物質的劍）は教会の為に行使され、逆に前者（靈的劍）は教会によって行使されるものである。靈的劍は司祭の、物質的劍は諸王と軍隊の手によって、但し司祭の指図と寛容によって（行使される）。その上、劍は劍の下にあらねばならず、世俗的權威を靈的權力に従属させねばならない。（*In hac eiusque potestate duos esse gladios, spirituales videlicet et temporales, evangelicis dictis instruimur. Nam dicentibus Apostolis: "Ecce gladii duo hic," in ecclesia scilicet, quum apostoli loquerentur, non respondit Dominus, nimis esse, sed satis. Certe qui in potestate Petri temporalem gladium esse negat, male verbum attendit Domini proferentis. "Converte gladium tuum in vaginam." Uterque ergo est in potestate ecclesiae, spiritualis scilicet gladius et materialis. Sed is quidem pro ecclesia, ille vero ab ecclesia exercendus. Ille sacerdotis, is manu regum et militum, sed ad nutum et patientiam sacerdotis. Oportet autem gladium esse sub gladio, et temporalem auctoritatem spirituali subiici potestati.*）⁽¹⁷⁾

ボニファティウスは、前記引用(B)の「ルカ伝」の「つるぎ二振り」が教会にあると解釈することによって、教会が靈的な劍と俗的な劍の両方を有しているという見解に立っている。そして、前者は教会によって行使され、後者は教会のために国王等によって行使されると主張したのである。このようなボニファティウスの見解は、教権と俗権の二権が神から教会にのみ与えられたものであり、俗権の行使者である国王が教皇に服従しなければならないという、中世の教会によって主張された両劍論の最も典型的なものと評価されている。

以上概観してきた理論は教会側による主張である。それでは、両劍論は、専ら教会擁護の立場から主張された理論なのだろうか。そうとも言い切れない一例として、1220年頃にアイケ・フォン・レプゴウ（Eike von Repgow, 1180頃-1235頃）によって書かれた、ドイツ最初の法書(Rechtsbücher)とされる『ザクセンシュピーゲル』（*Sachsenspiegel*）⁽¹⁸⁾の一節（ラント法 1-1）を見てみよう。

(D) ^{a)}二口（ふり）の剣を神は、キリスト教世界を守護するために、この地上の国に与え給うた。教皇には宗教的なそれ（剣）が、皇帝には世俗的なそれが宛てがわれている。^{b)}教皇はまた、一定の時期に白馬に騎乗すべきものとされ、そして皇帝は彼（教皇）のために（その際）、鎧を押え、鞍がずれ動かぬようにすべきである。これは、つぎのことを象徴する。すなわち、なにか教皇の意に逆らうことで、しかも彼が宗教的裁判権をもって強制しえないことは、皇帝が世俗的裁判権をもって、教皇の意に服従するように強制すべきである。同じように宗教的権力も又、必要があれば、世俗的裁判権を援助すべきである。⁽¹⁹⁾

上記引用(D)にみられる『ザクセンシュピーゲル』の叙述は、これまでみてきた様な、教会によって主張された教権の優位という理論とは、趣を異にしていると思われる。すなわち、上記引用(D)の^{a)}の部分から明らかな様に、二つの剣は、神より、教皇と皇帝の両者に与えられているという主張である。こうした見地に基づき、(D)の^{b)}の部分を見てみると、そこでは教権と俗権の協調関係が述べられ、両者の対立というよりも融和の観点が見出せよう。

以上、検討してきた両剣論という理論は、西欧中世において、無視できない影響力を有していると考えられる。そして、そのような発想がブラクトンにおいて見出せうるのか否かが、次の検討課題となる。

3. 中世期イングランドにおける聖俗の関係

ブラクトンのテキスト分析に先立ち、中世期イングランドにおける聖俗の関係を概観しておきたい。何故なら、特殊イングランド的な聖俗をめぐる関係が、彼の思想に何らかの影響を及ぼしているのではないかと推測されるからである。

アングロ・サクソン期においては、全般的に教権と王権とは対立しておらず、むしろ国家が教会組織を利用することで政治的な発展を遂げるという聖俗の緊

密な関係が保たれていた。その現れとして、イングランド国王が司教や修道院長を全て任命し、賢人会議（国王の諮問機関）には司教も同席した。法形成の場面において、世俗の法と教会の法とがその区別を特に意識されることなく、同じ場所（賢人会議）で制定されたのと同様に、司法の運営についても、司教と州長である伯 (earl) が共に州裁判所 (shire-court) において、聖俗の事項の区別なく全ての訴訟を取り扱った。⁽²⁰⁾したがって、アングロ・サクソン期の王権と教権との関係については、両者が明確に区別されていなかった故に、衝突する事態には至らなかったといえる。又、そうした状況の背景には、ローマ教会がイングランド教会に対して積極的な関与を及ぼすことがなかった為に、イングランドの自立性がある程度確立していたことも考えられよう。⁽²¹⁾

ノルマン征服 (1066) 前夜には、従来の聖俗の関係に変化の兆しが見え始める。というのも、エドワード懺悔王 (Edward the Confessor, 在位1043-66) のノルマン人偏重政策に反対する勢力により、ノルマン人のカンタベリー大司教の追放という事態が生じ、後任の任命をめくり、イングランドとローマ教会との間に騒動が持ち上がった為である (1052)。この事態を契機として、イングランドにおいても、国家と教会との関係が問題視されるようになっていった。⁽²²⁾

征服後のノルマン王朝期には、王権と教権との間には、もはやアングロ・サクソン期にみられたような緊密な関係がなくなる。その理由として、イングランドに対するローマ教会の関与が強まってきたことにより、国家と教会とが互いの存在を強く認識せざるを得なくなったことが考えられる。一つの契機となったのは、イングランド征服にあたり、ノルマンディー公ウィリアム (イングランド国王ウィリアム一世、在位1066-87) がローマ教皇の承認を受けていたという事実である。⁽²³⁾ 教皇側は、征服達成の後、積極的にイングランド教会の改革運動を進めようとした。というのも、当時ローマ教会内部においても、教会の普遍的強化を目指した改革運動が開始されていた為である。更に、彼らには、自分達の意思の下にウィリアムを従わせようという思惑もあった。⁽²⁴⁾

一方、イングランド国王となったウィリアム一世は、当時弱体化と分裂に喘

いでいたイングランド教会の改革自体には賛成であったが、国王である自身の職務にまで教皇が干渉することを歓迎しなかった。⁽²⁵⁾むしろ、ウィリアムは、王権による強固な中央集権体制を目指していた為に、ここに至り、国王と教皇との間に緊張関係が生じることとなった。

以上の様な状況下において、イングランドの教会は、ウィリアム一世の支配下に置かれることになった。これ以降、イングランドは、ローマ教会との聖職者叙任権闘争を展開することになる。⁽²⁶⁾ウィリアムは、カンタベリー大司教に腹心のランフランク (Lanfranc, 1005頃-89)⁽²⁷⁾を任命し、彼との協力関係の下に、イングランド教会の再編を図っていったが、これも中央集権体制を整える為の一方策であった。又、彼は、司法の運営改革の一環として、教会裁判所と国王裁判所の分離を規定したが、これによって、イングランドにおいて聖俗の区別が初めて確定した。⁽²⁸⁾両者の分離は、それ以降のイングランドにおける教権と王権との関係に重要な意味をもつことになる。

国王ウィリアム一世とカンタベリー大司教ランフランクとは、個人的な信頼感もあって親密な協調関係を維持することができたが、次代以降の国王と大司教との関係は必ずしも友好的なものとはならなかった。その結果、イングランド国内においても王権と教権との衝突は避けられなくなった。ウィリアム一世の息子ウィリアム二世 (在位1087-1100) と、ランフランクの弟子であったカンタベリー大司教アンセルム (Anselm, 1033-1109) との間においても、既に司教の叙任権をめぐる争いが勃発していた。両者の争いは、単に個人的な性格の不一致というだけでなく、聖俗両権の関係についてのそれぞれの根本的な考え方の相違を反映していた。すなわち、国王は、イングランド国内においては司教との間に土地所有を媒介とする封建関係が成立しているという考えに基づき、封主として受封者たる司教の叙任権に固執した。これに対し、アンセルムは、司教の究極的な忠誠は、彼が属する教権とその長であるローマ教皇に対して向けられるべきものであって、俗権の長である国王に対してではないと考えていた為、司教の叙任権を国王の手から引き離そうと躍起になっていた。⁽²⁹⁾両者の抗争

は、ヘンリー一世の治世 (1100-35) になっても続いたが、1106年に一応の決着を見た。つまり、国王が司教に対する形式的叙任権を断念する代わりに、大司教は司教の国王に対する封建的な臣従宣誓 (homage) を認めることで妥協したのである。⁶⁰⁾しかし、王権と教権との対立にとって、この決着は一時的なものに過ぎなかった。

ステイブン (Stephen) の治世期 (1135-54) は、内乱に伴う無政府状態が続いたことによって王権が弱体化し、他方教権が優勢に立った時代であったが、次のヘンリー二世治世期 (1154-89) は、国王と教会との対立が最も際だった時期である。両者の対立の焦点は、ウィリアム一世時代の聖俗裁判所の分離によって導入された「聖職者特権」(benefit of clergy) にあった。「聖職者特権」とは、聖職者が犯罪の嫌疑をかけられた際、大逆罪を除く罪については国王裁判所での刑事手続きを免れ、教会裁判所で裁判を受けられるという聖職者特有の権利である。法の万人に対する普遍的な適用を目指したヘンリー二世は、この特権を彼の理想を妨げる要因と考え、排除する方針を採った。そのことは、「クラレンドン制定法」(Constitutions of Clarendon, 1164) 第3条に規定された。

(E) 何事かについて呼び出され、告訴された聖職者は、国王の裁判官によって召喚されたならば、そこで答えられるべきことが国王の法廷で明らかになるように、これについてそこで答えるために、その(国王の)法廷に出頭するであろう。そして、教会の法廷には、そこで答えられるべきことが明らかになるように(出頭するであろう)。国王の裁判官は、その際いかなる方法で物事が取り扱われるかを見るために、聖なる教会の法廷にわかされるであろう。そして、もし聖職者が有罪とされたり、あるいは自白したりしたら、教会はそれ以上彼を保護してはならない。(Clerici retati et accusati de quacunq̄ue re, summoniti a Justitia regis venient in curiam ipsius, responsuri ibidem de hoc unde videbitur curiae regis quod ibidem sit respondendum; et in curia ecclesiastica, unde videbitur quod ibidem sit

respondendum; ita quod Justitia regis mittet in curiam sanctae ecclesiae ad videndum qua ratione res ibi tractabitur. Et si clericus convictus vel confessus fuerit, non debet de cetero eum ecclesia tueri.)⁽³¹⁾

しかし、教会の権威を優先する立場からこれに異議を唱え、国王と対立したカンタベリー大司教トマス・ベケット (Thomas [a] Becket, 1118?-70) が暗殺されると、非難の矢面に立たされたヘンリー二世は教会に対する譲歩を余儀なくされた。その結果、彼は聖職者による教会裁判所からのローマへの上訴を認め、聖職者特権も存続の道を辿ることとなった。⁽³²⁾ ベケットの闘争がイングランドの他の司教達の支援を得られずに展開された⁽³³⁾ にも拘わらず、彼の死が殉教とされたことにより、事件の結末は、国家に対する教会の勝利とみなされた。⁽³⁴⁾

ジョン (John, 在位1199-1216) の治世期における聖俗の関係は、カンタベリー大司教の任命問題の末に、教皇インノケンティウス三世 (Innocentius III, 在位1198-1216) がジョンを破門して (1209) 以後、新たな局面を迎えることとなった。何故なら、破門から4年を経た1213年、ジョンは遂に教皇に屈服したからである。彼は王冠と国土を教皇に献上して、教皇の封建家臣となった。その上、ジョンが教皇に対する年額1000マルクの賠償金の支払いを約束するに至って、イングランド国内では、教皇に対する反感と、その裏返しでもある国王に対する反感が増大した。そうした反国王感情の盛り上がりを背景に、1215年6月、王権の制限を骨子とする「マグナ・カルタ」(Magna Carta) が発布された。⁽³⁵⁾

「マグナ・カルタ」の中で、教会に関する事項が規定されているのは第1条である。第1条は、イングランド教会の自由の原則を規定したうえで、具体的に、教会内における選挙の自由 (教会がカノン法に従って聖職者を選出する自由) に関する規定を付記している。⁽³⁶⁾ この第1条で、特に「イングランド教会」(Anglicana ecclesia) という表現が使用されたことについては、国王とローマ教皇双方に対する反感から、イングランドの教会がどちらに対しても一定の距離を保とうとしたという意味があると考えられている。⁽³⁷⁾

一方、インノケンティウス三世は、この1215年の「マグナ・カルタ」に対し、同年8月24日付の勅書によって無効を宣言した。これは、今や教皇の封建家臣となったジョンの要請を受けた為である。⁽³⁸⁾ここに、国王と教皇との協調関係が垣間見える。そして、両者の封主・封臣の関係を基軸とする協力体制は、二人の死後も維持されていった。⁽³⁹⁾

以上概観してきた状況を背景に、ブラクトンが登場する。彼の活躍した時期は、ジョンの息子ヘンリー三世の治世期(1216-72)に当たるが、この頃においても、国王と教皇との協調体制は維持されていた。

4. ブラクトンにおける王権と教権

ここでは、ブラクトンのテキスト自体の分析を通じて、その中に両剣論の発想が見出せうるかを検証してみたい。その第一段階として、ブラクトンのテキストにおいて、そもそも聖俗の区別がなされているかどうかを見てみよう。

(F) 人間においては、確かに境遇の相違がある。何故なら、人間の中の何者かが、一歩先んじ、上位に置かれ、他の者を支配するからである。(すなわち、) 教権 (*sacerdotium*) に属する霊的なものにおいては (*in rebus spiritualibus*)、教皇がおり、その下に大司教、司教、そして、それより下位の高位聖職者達がいる。同様に、世俗的なものにおいても (*in temporalibus*)、王権 (*regnum*) に属するこれらにおいて、皇帝、国王、君主がおり、彼らの下に、公、伯、バロン、諸侯又は陪臣、騎士、そして更に自由民及び農奴がおり、そして国王の下に様々な勢力が置かれている。(Apud homines vero est defferentia personarum, quia hominum quidam sunt praecellentes et prelati et allis principantur: dominus papa in rebus spiritualibus quae pertinent ad sacerdotium, et sub eo archiepiscopi, episcopi, et alii prelati inferiores. Item in temporalibus imperatores, reges, et principes in his quae pertinent ad regnum, et sub eis duces, comites et barones, magnates sive vavasoires, et milites, et etiam liberi et

villani, et diversae potestates dub rege constitutae.) [folio 5b]⁽⁴⁰⁾

上記引用(F)は、ブラクトンが「人について」(De Personis)という大項目の中で述べた一節である。このテキストから、ブラクトンが確かに、靈的(宗教的)な領域と世俗的な領域を区別し、各領域に教権と王権とを結びつけていることが確認できる。そして、それらの頂点には、それぞれ教皇と国王とが並置されている。又、(F)における聖俗両権の区別は、両者それぞれに属する「人」の身分の分類によってなされている。

それでは、ブラクトンのテキストにおいて、教権と王権との区別は、それに属する「人」の身分以外の要素によってもなされていないだろうか。ここで、前述の、聖俗裁判所の分離に関する記述、すなわち、中世期イングランドにおいて、教会裁判所と国王裁判所の分離が教権と王権との関係について重要な意味を持っていたという指摘を想起してみよう。そこで、裁判という観点から、ブラクトンのテキストの中に聖俗の区別に関する記述がないかどうか探してみると、テキストの「訴訟について」(De Actionibus)という大見出しの中に、「教権と王権の裁判管轄(iurisdictio)⁽⁴¹⁾の区分について」(De divisione iurisdictionum sacerdotii et regni)と題される段落(これを②とする)がある。この表題から察するに、この部分は検討の価値があると思われる。尚、段落②はその直前の「裁判官の権力について」(De potestate iudicis)という段落(これを①とする)の一節と内容的につながっていると思われるので、合わせて考えてみよう。

(G) 彼(裁判官)は、実際、あらゆる訴訟において、正規の裁判権(iurisdictio)と執行権を有しているわけではない。なぜなら、諸権限は分離され限定されたのであるから。[段落①終了]

[段落②開始] — 実際、世俗の裁判官が、審理権も有さず、そして処罰権を持っていないが故に執行権も有さないような、靈的な訴訟(causae spirituales)がある。というのは、このような訴訟において、審理権は、教権

(sacerdotium) を統治し防衛する教会裁判官達のものである。又、その審理権が王権 (regnum) を守る諸国王及び諸君主のものであり、そしてそれらについて教会裁判官が立ち入ってはならない様な世俗の訴訟 (causae seculares) があるのである。——なぜなら、剣が剣を支えなければならないような場合を除き、彼ら (裁判官) の諸権限又は裁判権 (iurisdictio) は限定され分離されたのであるから。というのも、教権 (sacerdotium) と王権 (regnum) との間には大きな違い (magna differentia) があるからである。

(Non enim habet ordinarius iurisdictionem et executionem in omni causa, cum iura sint separata et limitata.

Sunt enim causae spirituales in quibus iudex secularis non habet cognitionem neque executionem cum non habeat coercionem. In his enim causis pertinet cognitio ad iudices ecclesiasticos qui regunt et defendunt sacerdotium. Sunt etiam causae seculares quarum cognitio pertinet ad reges et principes qui defendunt regnum, et de quibus iudices ecclesiastici se intromittere non debent, cum eorum iura sive iurisdictiones limitatae sint et separatae, nisi ita sit quod gladius iuvare debeat gladium. Est enim magna differentia inter sacerdotium et regnum.) [folio 107]⁽⁴²⁾

上記引用(G)は、ブラクトンのテキストの中で訴訟一般について述べられた部分の一節であるが、これによって、ブラクトンにおいて、霊的な訴訟と世俗の訴訟とが区別されていることが確認できる。すなわち、裁判管轄が、一般に、教会裁判所と世俗の裁判所とで分けられているということである。こうした聖俗の区別はブラクトンのテキストの別の箇所においても確認できる。

(H) なるほど、教皇は、霊的なものごとについて (in spiritualibus) は、あらゆる者達に勝って、正規の裁治権 (iurisdictio) を有しているけれども、国王は、彼の王国において、世俗のものごとについて (in temporalibus)、正規の

もの（支配権）を有している。そして、彼ら（教皇と国王）は、同等者も上位者も有しない。（…sicut dominus papa in spiritualibus super omnes ordinariam habet iurisdictionem, ita habet rex in regno suo ordinariam in temporalibus, et pares non habent neque superiores.）[folio 412]⁽⁴³⁾

上記引用(H)を、前記引用の記述も視野に入れながら検討してみると、次のことが確認できる。すなわち、前記引用(G)では、教権及び王権それぞれに属する権限 (iurisdiction) を所持し、行使するのは、裁判官であると述べられていた。しかしながら、(H)では、そうした権限の最終的な所有者が、それぞれ、教皇と国王であるとされている。そして、両者（教皇と国王）は、それぞれ固有の領域においては、同等者も持たない唯一人の長である。両者の間に従属関係は見出せない。この点は、前記引用(F)で述べられたことと共通している。尚、先に触れた様に、ブラクトンの時代においても、イングランド国王と教皇との間には、ジョン以来の封主・封臣関係が維持されていた。それにもかかわらず、ブラクトンが両者を対等に扱っていることに注意しておきたい。⁽⁴⁴⁾

更に、これまで引用してきたブラクトンのテキスト、すなわち、引用(F)(G)(H)の三者に共通して確認しておきたいのは、どの引用部分においても、教権と王権とを区別すること自体に主眼が置かれているということである。つまり、教権と王権はそれぞれ別のものであるのだから、お互いの固有の領域を侵してはならないという原則が提示されているのである。

両者が固有の領域を持っているとすれば、ブラクトンにおいて各々ほどの様に認識されているだろうか。これまでの話の流れから、一つの手がかりとして、聖俗各々の訴訟領域の内容を検討することが重要と思われる。但し、その前に、ブラクトンが宗教的なものをどの様なものと捉えているか確認しておこう。

(I) まことに、神聖にして、宗教的、且つ、不可侵のものは、誰の中にもない。なぜなら、神の法に属するもの、それは、どんな人の中にもなく、

確かに神のものであり、(それは) 人々の承認するところである。(Res vero sacrae, religiosae, et sanctae in nullius bonis sunt. Quod enim divini iuris est, id in nullius hominis bonis est, immo in bonis dei hominum censura.) [folio 8]⁽⁴⁵⁾

上記引用(I)は、テキストの「物について」(De Rebus)という大項目中の、物の分類に関する叙述の一節である。ここで一つ注意しておきたいことは、ブラクトンにおいて、上記引用(I)における「神聖にして、宗教的、且つ、不可侵のもの」(res sacrae, religiosae, et sanctae)⁽⁴⁶⁾が、これまで(F)(G)(H)において採り上げてきた「霊的なもの」(res spirituales)とは区別されている様に思われることである。すなわち、ブラクトンのテキストの文脈から判断するに、前者が神のもの(したがって人間のものとはならない)、後者は教権、すなわち人間の組織である教会に属するものと捉えられていると見ることができよう。本稿では、両者の区別を明確にするため、ブラクトンのテキスト中の“res spirituales”を统一的に「霊的なもの」と訳しておく。

それでは、改めて、聖俗各々の訴訟領域が、ブラクトンにおいてどの様に捉えられているか、具体的な記述を見てみよう。

(J) 聖職者は、罪又は破戒に告解が結び合わされるべき場合のように、霊的な訴訟又は霊的なものに結びつけられたものに関するような、教会裁判所に帰属する事項について、世俗の裁判官の前に連れて来られるべきではない。そして、こうした事項について教会裁判官は審理(権)を持っている。なぜなら、告解を課することは、国王にも世俗の裁判官にも関係ないことだからである。(…clericus in nullo conveniendus est coram iudice seculari quod pertineat ad forum ecclesiasticum, sicut in causis spiritualibus vel spiritualitati annexis, ut si pro peccato vel transgressione fuerit paenitentia iungenda: et quo casu iudex ecclesiasticus habet cognitionem, quia non pertinet ad regem iniungere paenitentias nec ad iudicem secularem,…) [folio 401]⁽⁴⁷⁾

上記引用(J)では、靈的事項に関して、聖職者は、世俗の裁判所ではなく、教会裁判所において裁かれるということが確認されている。それでは、世俗のものについてはどうだろうか。

(K) 逆に、世俗の裁判所において決定されることができ、そうされるべきところの、王冠や国王の威厳、そして王権に関する何かについて、世俗のものが、教会裁判官の面前に連れて来られるべきではない。(Vice versa non est laicus conveniendus coram iudice ecclesiastico de aliquo quod pertineat ad coronam, ad dignitatem regiam et ad regnum, quod in foro seculari terminari possit et debeat,…) [folio 401b]⁽⁴⁸⁾

上記引用(K)の内容は、「王冠や支配者たる国王の威厳に関する諸事項について、世俗のものが教会裁判官の面前に連れて来られるべきではない」(Quod laicus non est conveniendus coram iudice ecclesiastico de aliquibus quae pertinent ad coronam et dignitatem domini regis.) というこの段落のタイトルにも反映されている。そして、世俗の裁判所において決定されるべきものとして、王冠や国王の威厳、そして王権に関する事項が挙げられている。

ここで、引用(J)と(K)とを対置することにより、今一度、聖俗それぞれの訴訟領域を、ブラクトンがどう認識していたかを確認しておきたい。すなわち、(J)において述べられていることは、教会裁判所の管轄事項が、靈的事項についてであるということである。一方、(K)においては、世俗の裁判所の管轄事項が、王権に関わる事項であると述べられている。言い換えると、ブラクトンにおいて世俗の事項というのは、ただ単に靈的事項以外の俗的な問題というに留まらず、積極的に国王若しくは王権に関連する問題と認識されているということである。つまり、教権に属する靈的な事項と対置されるところの世俗の事項は、すべて王権に関する問題と認識ということになる。従って、聖俗の訴訟の問題に関しても、ブラクトンの中に教権対王権の図式を見出すことができよう。

ここまで検討してきたブラクトンのテキストでは、教権と王権とが分離・限定される側面が強調されてきた。それでは、ブラクトンにおいて、教権と王権とは、絶対的に対立する関係として認識されているのだろうか。ここで、再び、前記引用(G)に立ち戻り、その中の一節に注目してみたい。

(G₁) 剣が剣を支えなければならないような場合を除き、彼ら（裁判官）の諸権限又は裁判権 (*iurisdictio*) は限定され分離された (*eorum iura sive iurisdictiones limitatae sint et separatae, nisi ita sit quod gladius iuvare debeat gladium.*) [folio 107]⁽⁴⁹⁾

注目したいのは、上記引用(G₁)中の、「剣が剣を支えなければならないような場合を除き」(*nisi ita sit quod gladius iuvare debeat gladium*) という部分である。ここに述べられた「剣」という句は、両剣論でいうところの剣、つまり、教権と王権そのものを示しているとは考えられないだろうか。更に言うと、ラテン語テキストの“*iuvare*”（基本形“*iuvo*”の不定形）という動詞は、「支える」という意味の他に、「喜ばす、気に入る、支持する、促進させる」という意味があり、したがって、ブラクトンがここで述べる「剣と剣」の関係は、良好なものであることが推測される。この様な見解に従えば、ブラクトンが、前記引用(G)全体においては、教権と王権との分離について述べながらも、「剣が剣を支えなければならないような場合」、すなわち、教権と王権とが協調する場面を例外事項として特に付記することによって、聖俗両権の良好な関わり合いの余地を残していたとも言えなくもない。

但し、逆に、こうした協調の側面を過大視することにも慎重を期さなければならない。何故なら、前記引用(G)全体を見てもわかるとおり、(G₁)中の「剣が剣を支えなければならないような場合を除き」の部分は、あくまでもブラクトンの但し書きであるからである。したがって、ブラクトンにおいては、王権を分離・限定するものとしての教権の存在が基本にあると思われる。

ブラクトンがその著作において、教会と国家との関係を中心的な問題に据えようとしたという根拠はない。しかし、彼のテキストを検討してみると、教権と王権との関係を問題とする両剣論的発想が散見される。そうした彼の両剣論的発想は、教権と王権とを、時には融和させながらも、基本的には対等なものとして対置させるものであったと言えよう。

5. まとめ

本稿において検討してきたことをまとめると、次のことが言えるだろう。すなわち、中世のヨーロッパを席卷していた両剣論的発想が、大陸とは隔絶し特殊な状況を呈していたといわれるイングランドの地においても、そして、そこで活躍したブラクトンの中においても、確かに認められるということである。

本稿では、ブラクトンの「国王は神の下と法の下にあるべきである」という叙述を端緒として、王権を拘束するものとしての神に着目し、ブラクトンのテキストを分析しながら、彼の中に、神に関わる要素がどの様に見られるかを、特に教会に焦点を当てて検討してきた。その結果、ブラクトンにおいて、この神の要素が、単なる飾りものではなく、王権制限論において重要な意味を持つものであったことが検証された。すなわち、ブラクトンが王権を分離・限定するものとして教権を位置づけたことによって、王権を拘束する神の存在を現実的なものにしたということである。

注

- (1) 本稿は、拙稿国際基督教大学大学院行政学研究科提出博士論文「ヘンリー・ブラクトンの法思想に関する一考察—『法の支配』の源流をたずねて—」(2000年3月23日学位取得)の一部を加筆訂正したものである。
- (2) 本稿では、ブラクトンのテキストとして、ウッドバイン編集のラテン語テキストにソーンが英訳を付けたもの〔後記「参考文献」参照。本稿ではこれを*De Legibus*と略記。〕を使用する。ブラクトンの同テキストに関し、現在公

刊されているものには、この他トウイス編集のもの (Travers Twiss, ed., *Henrici de Bracton de legibus et consuetudinibus Angliae*, 6 vols., rpt., W. S. Hein, 1990 [Originally published: London: Longman, 1878-83].) があるが、ウッドバイン=ソーン版を底本としたのは、トウイス版と比べての、執筆年代の新しさと、ブラクトンのラテン語テキストについての信頼度の高さによる。

- (3) *De legibus*, v. 2, p.33. 同文は、日本語訳では一般には「国王は、神と法の下にあるべきである」と訳されているが、ラテン語原文を厳密に訳すと上記のようになる。又、ソーンの英訳でも「神の下と法の下」(under God and under the law) と訳されている。本稿はラテン語テキストに固着して考えたいので、敢えて逐語訳を使用する。
- (4) 両剣論を特に神学の理論と限定する見解として、平凡社『世界大百科事典』(1972年版) 31巻574頁「両剣論」の項(半田輝雄)参照。しかし本稿では、様々な見地からの解釈を検証したい為、両剣論を神学の理論に限定する立場はとらない。尚、同事典の1988年版では「両剣論」の項目は削除されている。
- (5) Höfer, et al., Bd. 10 (1965) S. 1429; Mikat (1974) S. 345-6; Wolf (1961) S. 186, 190; Zippelius (1997) S. 23.
- (6) Migne, Tom. 59 (1989 [1847]) p. 42. 尚、(A)の日本語訳として、ジンマーマン監修、浜訳(1992年)78頁を参照されたい。浜訳では“auctoritas sacra pontificum, et regalis potestas”の部分「教皇の聖なる権威と王の権威」となっており、“auctoritas”と“potestas”の二語が共に「権威」と訳されていることに注意。
- (7) Listl, et al. (1983) S. 1039; Wolf (1961) S. 185; Zippelius (1997) S. 23. 尚、「二権論」という訳は便宜的な訳である。
- (8) Wolf (1961) S. 186, 190.
- (9) Ullman (1961) p. 57. ウルマンは、上記の様な「権威」(auctoritas)の概念はローマ法に由来すると見る。
- (10) Wolf (1961) S. 189.

- (11) Friedberg, Bd. I (1959) S. 340. 尚、『教令集』のテキストと(A)の原文とを比較対照してみると、語順や表記法に若干の違いが認められるが、このような差異は両者の意味内容に影響を与える程のものではないと思われる。
- (12) 『カノン法大全』については、久保正幡先生還暦記念出版準備委員会『西洋法制史料選Ⅱ中世』（以下、久保Ⅱと略記）（1978年）305-45頁参照。
- (13) 『教令集』の出現を契機として、カノン法学は、それまで従属していた神学から分離して一つの独立した学問として認知されるようになった。こうしたカノン法学の興隆は中世ローマ法学の興隆と時期を同じくしており、ポローニャにおいて最終的に両者は結びついた。Haskins (1927) pp. 215-7.
- (14) ブラクトンの活躍したイングランドへの、ローマ法及びカノン法の流入は、一方では大学教育を通じて、他方では裁判の場、特にコモン・ロー実務法曹の少ない教会裁判所や海事裁判所 (admiralty court) においてなされた。Schlosser (1982) S. 32-3, 145-6.
- (15) 『新約聖書』日本聖書協会訳。尚、「ルカ伝」22章38節の聖書解釈については、レングストルフ（1976年）524-5頁を参照。
- (16) 「唯一の、神聖なる」という意味のラテン語形容詞“Unam Sanctam”が教勅名とされているのは、文頭の二語又は三語をとってその勅書の固有名義とする慣例による。尚、「ウナム・サンクタム」は『カノン法大全』第六部の『普通追加教皇令集』（*Extravagantes Communes*）の第一巻第八編第一章に収録されている。久保Ⅱ（1978年）342-3頁。
- (17) Friedberg, Bd. II (1959) S. 1245. 日本語訳として、久保Ⅱ（1978年）339-40頁、ジンマーマン（1992年）202頁参照。尚、日本語訳の括弧は筆者による。
- (18) 本格的なローマ法の継受がなされる以前に成立した『ザクセンシュピーゲル』において、ローマ法の影響は支配的なものではなく、むしろ郷土法としての側面が強い様に思われる。その点で、中世期のイングランド法とドイツのゲルマン法とは根源的なつながりがあると考えられる。尚、『ザクセンシュピーゲル』については次の文献を参照。Wolf (1963) S. 1-29.

- (19) 『ザクセンシュピーゲル』の原文は中世低地ドイツ語の為、日本語訳として、久保他訳(1977年)33頁を引用した。この原文として、久保II(1978年)原文(巻末資料)50頁参照。尚、(D)中のa)とb)の区分は筆者による。
- (20) Moorman(1953)p.47. 富沢(1988年)72頁。
- (21) Moorman(1953)p.55.
- (22) 富沢(1988年)69-73頁。
- (23) 教皇アレクサンデル二世(Alexander II, 在位1061-73)は、イングランドの主要な司教座にノルマン人の司教を配置することでも、ウィリアムを援助した。ウィリアムが教会指導者達の支援を獲得したのは、クリュニー修道院の改革運動を積極的にノルマンディーに導入したり、教皇の出身修道院であるカーンのステパノ修道院長に腹心のランフランクを任命して教皇との友好関係を確保したりする等の準備工作が有効に作用した為と考えられている。小嶋(1988年)35頁。Walker(1920)p.228; Moorman(1953)p.55.
- (24) Moorman(1953)p.59. 富沢(1988年)73頁。
- (25) Moorman(1953)p.59.
- (26) 小嶋(1988年)37頁。
- (27) イタリア生まれでボローニャ法学校出身のランフランクは、教会法のみならずローマ法の造詣も深く、ノルマンディー公時代のウィリアムの首席顧問を務めた。イングランドでも、彼は国王の立法活動を補佐する強力な助言者であったが、その一方でローマ教会との緊密な関係は維持し続けた。富沢(1988年)76-7頁。Moorman(1953)p.63.
- (28) Moorman(1953)pp.60-3. 聖俗の裁判所が分離されたとは言え、ヘンリー一世の治世に至るまで、慣行として司教が州裁判所においてカノン法を適用した裁判を行うこともあった。
- (29) アンセルムの教皇に対する畏敬の念は、ランフランクとは比較にならない程突出しており、彼は、ランフランクにおいて承認されていた様な、国王のその領土内における独立性を認めなかった。そのことが、国王の権限縮小及

- び教皇のイングランドへの影響力の拡大に向けての、彼の他の聖職者達への働きかけに拍車をかけた。Moorman (1953) p.65.
- (30) Moorman (1953) pp. 64-8. 小嶋 (1988年) 39頁。
- (31) Stubbs (1913 [1870]) pp. 164-5. 日本語訳の括弧書きは筆者による。尚、翻訳資料として次の文献を参照。Douglas, et al., v. 2 (1981 [1953]) pp. 767-8. ベッテンソン (1962年) 237頁。
- (32) 事件の経過については次の文献を参照。Moorman (1953) pp. 76-81. 尚、聖職者特権及び聖職者のローマへの上訴権以外の事項について、クラレンドン制定法の規定は維持された。一方、聖職者特権は、その後内容を変えながら1827年まで存続した。
- (33) ベケットの運動は、むしろ同僚達によって妨害され、彼は後に、特にヨーク大司教及びロンドンとソールズベリーの両司教に対する破門状をローマより取り付けた程であった。Moorman (1953) pp. 78-79.
- (34) 教会側の重要な意義として、聖職者によるローマへの上訴が認められたことにより、教皇権がイングランドに対して影響力を保持する道が確保されたことが挙げられる。このことは、イングランド教会の国家に対する一定の距離の確保を意味し、それはヘンリー八世 (在位1509-47) が国家による教会支配を断行するまで続いた。Moorman (1953) p. 81. 小嶋 (1988年) 35頁。
- (35) Moorman (1953) pp. 83-4. 佐藤 (1994年) 477頁。
- (36) Moorman (1953) p. 84.
- (37) McKechnie (1914) pp. 191-2. 但し、第1条の規定はイングランド教会のローマ教皇からの独立まで保障してはいない。Moorman (1953) p. 84.
- (38) McKechnie (1914) pp. 44-6. 佐藤 (1994年) 477頁。
- (39) 佐藤 (1994年) 478頁。
- (40) *De Legibus*, v. 2, p. 32.
- (41) “*iurisdictio*” は、狭義の「裁判権」に留まらぬ広範な内容を含む多義的な語である為、本稿では文脈に応じて適宜訳語を使い分けることとする。

- (42) *De Legibus*, v. 2, p. 304. 訳文中の括弧書きと下線は筆者による。特に下線部は、元来は行間の挿入句だったものが後年編集者によってテキストに盛り込まれたとされている部分である。 *De Legibus*, v. 2, Translator's Note. 従って、(G)の訳文中の、下線部直後の「なぜなら」以降の文は、下線部直前の文の繰り返しである。よって、訳文には挿入句を示す棒線を加筆した(ラテン語部分についてはウッドバイン=ソーン版のテキストをそのまま引用した)。尚、段落②の日本語訳として、佐藤(1994年)495頁を参照されたい。
- (43) *De Legibus*, v. 4, p. 281. 訳文中の括弧書きは筆者による。尚、(H)の日本語訳として、佐藤(1994年)496頁を参照されたい。
- (44) 佐藤(1994年)496頁。
- (45) *De Legibus*, v. 2, p. 40.
- (46) ラテン語形容詞“sacer”“religiosus”“sanctus”について。本稿ではラテン語を厳密に訳す為に三語を個別に訳したが、これらの語の意味は重複している為、一般的には一語にまとめて訳してもよいのではないかと思われる。
- (47) *De Legibus*, v. 4, p. 250.
- (48) *De Legibus*, v. 4, p. 251. (K)の日本語訳として、カントーロヴィチ著、小林訳(1992年)586頁を参照されたい。但し、カントーロヴィチの原文では、同部分は英訳されずラテン語原文のみの引用である。Kantorowicz(1957) p. 187.
- (49) *De Legibus*, v. 2, p. 304.

参考文献

- Bettenson, H., ed. *Documents of the Christian Church*. London: Oxford U. P. 1943 (ヘンリー・ベッテンソン編『キリスト教文書資料集』聖書図書刊行会訳 いのちのことば社 1962年).
- Bracton: *On the Laws and Customs of England* [Original Title in Latin: *De Legibus et Consuetudinibus Angliae*, ed. G. E. Woodbine, Yale U. P., 4 vols., 1915, 1922, 1940, 1942]. Translated with revisions and notes, by S. E. Thorne. Cambridge (Mass.): The

- Belknap Press of Harvard U. P (in association with the Selden Society). Vols. I & II (1968). Vols. III & IV (1977).
- Douglas, D. C., & G. W. Greenaway, ed. *English Historical Documents*. 2nd ed. vol. 2 (1042-1189). London: Eyre Methuen. 1981 [1953].
- Denzinger and Schönmetzer. *Enchiridion Symbolorum Definitionum et Declarationum de Rebus Fidei et Morum*. Freiburg: Verlag Herder KG. 1976 (A. ジンマーマン監修 浜寛五郎訳『カトリック教会文書資料集〈信経および信仰と道徳に関する定義集〉(改訂版)』エンデルレ書店 1992年).
- Friedberg, Aemilius, Instruxit. *Corpus Iuris Canonici*. 2 Bde. Graz: Akademische Druck-u. Verlagsanstalt. 1959 [Nachdruck. Leipzig: B. Tauchnitz].
- Haskins, C. H. *The Renaissance of the Twelfth Century*. Cambridge: Harvard U. P. 1927 (C・H・ハスキンス『十二世紀ルネサンス』別宮貞徳・朝倉文市訳 みすず書房 1989年).
- Höfer, Josef, u. Karl Rahner, Hrsg. *Lexikon für Theologie und Kirche*. Bd. 10. Verlag Herder Freiburg. 1965.
- Kantorowicz, Ernst H. *The King's Two Bodies—A Study in Mediaeval Political Theology*. Princeton (New Jersey): Princeton U. P. 1957 (エルンスト・H・カントーロヴィチ『王の二つの身体—中世政治神学研究』小林公訳 平凡社 1992年).
- 小嶋潤『イギリス教会史』人間科学叢書13 刀水書房 1988年
- 久保正幡・石川武・直居淳訳『ザクセンシュピーゲル・ラント法』西洋法制史料叢書4 創文社 1977年
- 久保正幡先生還暦記念出版準備委員会編『西洋法制史料選 II中世』創文社 1978年
- Listl, Joseph, Hubert Müller, u. Heribert Schmitz, Hrsg. *Handbuch des Katholischen Kirchenrechts*. Regensburg: Verlag Friedrich Pustet. 1983.
- McKechnie, William Sharp. *Magna Carta: A Commentary of the Great Charter of King*

- John*. 2nd ed. Glasgow: James Maclehose and Sons. 1914 (W・S・マッケクニ『マグナ・カルターイギリス封建制度の法と歴史』禿氏好文訳 ミネルヴァ書房 1993年).
- Migne, J.-P., ed. *Patrologiae Cursus Completus, Series Latina*. Tomus 59. Turnhout (Belgium): Brepols. 1989 [Reprint. Paris. 1847].
- Mikat, Paul. *Religionsrechtliche Schriften I*. Duncker & Humblot. 1974.
- Moorman, J. R. H. *A History of the Church of England*. London: Adam & Charles Black. 1953 (J・R・H・ムアマン『イギリス教会史』八代崇・中村茂・佐藤哲典訳 聖公会出版 1991年).
- レングストルフ『NTD新約聖書註解 (3)ルカによる福音書』泉治典・渋谷浩訳 NTD新約聖書註解刊行会 1976年
- 佐藤伊久男「十三世紀イングランドにおける教会と国家——裁判管轄権をめぐる」同編『ヨーロッパにおける統合的諸権力の構造と展開』創文社 1994年 477-551頁
- Schlosser, H. *Grundzüge der neuern Privatrechtsgeschichte*. 4 Aufl. Heidelberg: C. F. Müller Juristischer Verlag. 1982 (H・シュロッサー『近世私法史要論』大木雅夫訳 有信堂 1993年 [第6版(1991)の訳]).
- Stubbs, William, ed. *Select Charters and Other Illustrations of English Constitutional History from the Earliest Times to the Reign of Edward the First*. 9th ed. rev. by H. W. C. Davis. London: Oxford U. P. 1913 [1870].
- 富沢靈岸『イギリス中世史—大陸国家から島国国家へ』ミネルヴァ書房 1988年
- Ullman, W. *Principles of Government and Politics in the Middle Ages*. London: Methuen & Co. Ltd. 1961.
- Walker, Williston. *A History of the Christian Church*. Edinburgh: T. & T. Clark. 1920 (ウィリントン・ウオーカー『キリスト教史②中世の教会』速水俊彦・柳原光・中澤宣夫訳 ヨルダン社 1987年 [第3版(1970)の訳]).
- Wolf, Erik. *Große Rechtsdenker der Deutschen Geistesgeschichte*. Tübingen: J. C. B.

Mohr. 1963.

Wolf, Erik. *Ordnung der Kirche: Lehr- und Handbuch des Kirchenrechts auf ökumenischer Basis*. Frankfurt am Main: Vittorio Klostermann. 1961.

Zippelius, Reinhold. *Staat und Kirche: Eine Geschichte von der Antike bis zur Gegenwart*. München: Verlag C. H. Beck. 1997.

***Regnum and Sacerdotium* in Bracton: A Study on the Side of “the King under God”**

<Summary>

Yukie Matsubara

Henry de Bracton (1216?-1268) was a jurist and a churchman of medieval England, and is recognized as the originator of the principle of the “rule of law.” Exploring the origin of the “rule of law,” we must attend to the phrase that “the king must be under God and under the law” (*rex debet esse sub deo et sub lege*) in his text, because this phrase has been valued as the core meaning of the “rule of law.”

The main purpose of this paper is a theoretical analysis targetting Bracton’s original text in Latin, *On the Laws and Customs of England* (*De Legibus et Consuetudinibus Angliae*). This paper attends to the side of “the king under God” and tries to examine the relationship between kingship and priesthood in Bracton’s text, because it seems that many theories up to this time have paid attention mainly to “the king under the law.” Is only “law” supposed as the restrainer of the king in Bracton’s text? Looking at the phrase that “the king must be under God and under the law” again, and at whole text of Bracton, many descriptions about the relationship between “God”(deus) or “priesthood” (*sacerdotium*), and “king” (*rex*) or “kingship” (*regnum*) are to be found. Therefore, the question occurs how should be interpreted the expression “the king under God”. In another word, one needs to examine whether “God” is recognized in Bracton’s text as the restrainer of the king or not.

This paper suggests that the relationship between kingship and priesthood, the “two swords theory,” which had been sweeping Europe at that time, is found in England, far from the Continent, and also in Bracton. Bracton recognized that kingship and

priesthood were to be separated from and restrained each other. From this point, it is found that God is not a decoration and plays an important part in Bracton's text. That is, Bracton actualized the existence of God by putting priesthood against kingship in the other side. Therefore, the existence of God, as well as the law, is able to be admitted as the restrainer of kingship in the phrase "the king must be under God and under the law" of Bracton.

As a conclusion, on the basis of the "rule of law" in Bracton, both the law and God are the key factors in the restrictive theory of kingship.